

平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 6 6 3 4)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 代 表 取 締 役 副 社 長 石 原 直 樹
 電 話 0 3 - 5 7 6 6 - 9 8 7 0

第三者割当による第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行について決議致しましたので、お知らせ致します。

記

I. 第三者割当による第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行

1. 募集の概要

第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	平成 28 年 6 月 13 日
(2) 新株予約権の総数	300 個
(3) 社債及び新株予約権 の発行価額	1 個につき 1,000,000 円 各本社債の額面金額 100 円につき 100 円 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	466,562 株
(5) 資金調達額	300,000,000 円
(6) 行使価額 (又は転換価額)	643 円
(7) 行使期間	平成 28 年 6 月 13 日から平成 29 年 6 月 12 日
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当 第三者割当の方法により、株式会社シークエッジ・インベストメントに 300,000,000 円 (額面 1,000,000 円の本社債 300 個) を割り当てる。
(9) 償還価額	各本社債の額面 100 円につき金 100 円
(10) 利率	年 0.7%
(11) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

当社が注力するM2M市場においては、急速な市場拡大が見込まれており、市場規模は2013年に約2,400億円であったものが、2018年には1兆円を超える試算があるなど（出所：野村総合研究所「ITナビゲーター2015年版」）、引き続き非常に関心が高まっております。このような事業環境において、子会社である、高付加価値の通信機器デバイスを製造する株式会社ネクスト、同じく子会社で、2013年12月11日付け適時開示「株式会社SJIと当社子会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社SJI（以下、「SJI」といいます。）が営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業を吸収分割により承継した株式会社ネクスト・ソリューションズ（以下「ネクスト・ソリューションズ」といいます。）によって、デバイス製品のハードの提供だけに留まらず、サーバーアプリケーションや、その他のアプリケーションサービスなどのM2Mソリューションサービスを提供することで、成長を続けるM2M市場に対してバリューチェーンの垂直統合を進め①ワンストップサービスによるメリット提供、②バリューチェーン全体での利益の最大化を目指しております。

デバイス製品の開発につきましては、お客様より開発資金をいただく受託開発と自己資金による開発があります。前者は、自社で開発資金がかからないというメリットが有る一方で、マーケットの状況に関係なくお客様からの受注が無いと開発着手ができません。そのため市場への製品投入のタイミングを逸する可能性があります。また、販売先が当該顧客に限られる為、幅広く販売を行う事が出来ません。一方、後者は自己資金が必要ですが、技術力・企画力を活かすことで、マーケットの需要に遅れる事無く開発に着手でき、また、販売先が限定される事無く複数の顧客に幅広く販売を行う事が出来ます。

そのため、当時開発中及び開発を予定していた4種の新製品について、当時市場には同様の製品が無いこと、今後成長が見込まれる自動車テレマティクス分野の製品など、潜在的需要がありその利便性と汎用性の高さから、早期に開発に着手でき、販売先を限定されない自己資金による開発を行なうことを決め、当社は平成26年10月30日付「第三者割当による新株発行及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」のとおり、4種のM2M関連製品の開発資金、その中で既に受注見込みが立っていた1製品の一括仕入れ資金、今後の成長戦略としてM&Aを積極的に検討・実施していくための資金を資金使途とした、約11億円の資金調達を実施しました。

しかし、平成26年10月10日に当社が連結業績予想の下方修正を行う適時開示を行ったことから、一部の投資家が引受を見合わせるなど、引受先及び調達額面が大きく変わる事となり、結果として約11億円の調達に留まり、上記資金使途として計画していた必要資金全額（24億円）をまかなう調達が出来ませんでした。そして、平成27年3月13日付「第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」のとおり、前回（平成26年10月30日）資金調達で不足する資金使途に加えて、受注見込みが立った別製品の仕入資金も含めた、必要資金11.6億円を調達致しました。調達した資金につきましては、資金使途に沿って使用しており、その充当の状況については表1の通りです。M2M関連製品開発の為の外注費その他経費等につきましては、予定していた4種の新製品のうち1製品（以下「新製品①」といいます）は、前期に開発が完了し、既に販売を開始しております。残りの3製品につきましても予定通り前期に開発に着手しており、内1製品は今期に入り開発が完了し、販売を開始しておりますが、残りの2製品につきましては、顧客に併せた仕様変更などをおこなったため、開発が遅れ現在も継続して開発を進めており、今期中の開発完了を目指しております。

また、デバイス事業における一部製品の一括仕入の資金につきましては、当初、前述した新製品①「OBD II型データ収集ユニット」ともう1種の製品の一括仕入を想定しておりました。しかし、大手自動車関連企業に対しODM生産を行ない製品の提供を行なう予定の新製品①の販売が先方の都合により頓挫したため、結果として自社ブランド製品として販売をする事となり、販売時期が今期にずれ込む結果となりました。そのため、資金の一部はもう1種の製品の一括仕入に充当し、未充当の資金につきましては、今期下期に控える新製品①の自社ブランド製品の一括仕入に充当する予定です。これらは、支出予定時期がずれ込みましたが、今期の業績を達成する為に、当初の資金使途に沿って充当を行っていきます。

表 1

資金使途	20141030調達資金	20150313調達資金	合計金額	充当額	未充当資金の 支出予定時期
M2M関連製品開発 の為の外注費そ の他経費等	500百万円	600百万円	1,100百万円	830百万円	平成28年4月～ 平成28年11月
デバイス事業に おける一部製品 の一括仕入の為 の資金	297百万円	560百万円	857百万円	630百万円	平成28年6月～ 平成28年9月
その他、資本提 携、投資資金等	300百万円	-	300百万円	300百万円	-
合計	1,097百万円	1,160百万円	2,257百万円	1760百万円	

上記資金調達の後、平成27年6月には、SJIと資本業務提携を締結し、同社を子会社化しております。SJIの子会社化の背景として、当社が推進するバリューチェーンの垂直統合をスピーディーに進捗させることと、今後の成長分野でもありますロボット関連分野、自動車テレマティクス分野、クラウドソーシング分野への積極展開をおこなうために、ソフトウェア開発力の強化は必須となり、当社は、これまでもソフトウェア開発事業を積極展開するため、今まで西日本でのみ事業展開を行っていたネクス・ソリューションズに関連事業部を設立するなど、西日本エリアから全国展開に向けて準備をすすめておりましたが、人員の採用などを考慮すると短期間での規模の拡大が難しい状況でありました。

当社はSJI自体がもつ顧客アカウントと本来の売上のポテンシャルを高く評価しており、SJIの顧客アカウントやノウハウを共有することで、双方の営業基盤を活用した営業促進の連携、新規製品の共同マーケティング、ソフトウェア等の共同開発及び共同研究、人材の相互交流などを実施し、両社の売上げの拡大と業務の効率化を図ることが可能と判断致しました。また、当社の成長に必要なソフトウェア開発力を十分に確保することが可能となり、当社グループ全体の成長に大きく寄与すると考え、子会社化致しました。

一方で、SJIからの申し出により、SJIの事業年度末である平成27年10月末時点において、債務超過が解消しなかった場合、信用不安による次期以降の業績への影響が大きくなることが予想されることから、10月末迄の新株予約権の行使の申し入れが有り、その申し入れの重要性を鑑み、行使を致しました。新株予約権行使につきましては、平成27年8月下旬から打診を受けておりましたが、払込実施（同年10月末）迄の短い時間的制約のなかでの行使となったため、当社が保有する別の使途予定の資金から充当することとし、加えて行使時の払込みとして支出した資金の一部を補填するため、保有するSJI株式の一部を譲渡し、資金を調達致しました。

その様な状況下で、当社は前期（平成27年11月期）決算において、不本意ながら当期純損失45百万円を計上する業績となりました。理由としては、前期および今期以降の売上に大きく寄与する自動車テレマティクス分野の新製品2機種（うち1機種は前述の新製品①）の販売を予定しておりましたが、その内の新製品①「OBDⅡ型データ収集ユニット」の販売において、大手自動車関連企業に対しODM生産を行ない製品の提供を行なう予定でしたが、顧客からの仕様変更の要求が有り追加開発を行い販売計画が大きく遅れ、顧客都合によりさらに販売計画が延期したうえで販売が頓挫致しました。そのため、前期予定していた売上から約19億円の売上減となりました。「OBDⅡ型データ収集ユニット」につきましては自社ブランドでの販売も開始しており多くの引き合いが来ております。また、今般のODM開発により、顧客毎の細かな要求に対応しカスタマイズしていくノウハウも蓄積されたため、今期の後半より売上貢献をしていく予定です。また、もう1種の新製品（前回（平成26年10月30日）資金調達での資金使途になっていない製品）においては顧客より仕様追加の要求が有り、追加開発を行ったため販売開始が大幅に遅れたため、前期の売上の一部が本格的に販売開始する今期下期にずれ込み、約13億円分の売上減となりました。こちらにつきましては、今期中に全ての受注を行なう予定です。さらに、昨年6月より連結子会社化したSJIの株式取得に関するのれん代の

償却として256百万円を計上した事と、SJIの海外子会社である、恒星信息(香港)有限公司の円建て負債の為替換算の影響により、営業外費用195百万円を計上したためです。

また、グループ内での貸付も複数行っており、前期中の主なものとしては、グループ会社の新規事業のための資金貸付、運転資金の貸付等になり、グループ会社から打診を受け、回収が可能であるとの判断の元に貸付を行っております。貸付の期間は通常1年にしており、場合によってはそれよりも短い期間での返済がなされておりますが、貸付先に資金が不足している場合にはやむを得ず、返済日を延長することもあります。

今期につきましては、前期の売上減を補うためにデバイス事業の営業活動の強化と新事業として農業ICT事業を推進しております。ただ、企業運営を行なう中で、追加受注などの発生による仕入原価の増加や、想定外の支出などもふまえて一定の余裕を持ったキャッシュマネジメントが必要ですが、前述の通り、前期決算における経常損失の計上によるキャッシュフローの悪化と、今期につきましても売上の多くは下期になることが見込まれ、加えて、グループ会社数社への貸付の多く(860百万円)につき、返済日を延長したため、今期上期からの手元キャッシュフローが手薄になります。そのため、一時的に手薄になる運転資金の補填と、新事業である農業ICT事業のスムーズな立ち上げと規模の拡大のための資金投下を目的とし、この度の資金調達を実施することといたしました。

3. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額(新株予約権付社債)	300,000,000円
② 発行諸費用の概算額	4,200,000円
③ 差引手取概算額	295,800,000円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額には、弁護士費用1,000,000円、第三者評価機関による証券価値算定費用等2,000,000円、第三者調査機関による調査料300,000円、印刷会社費用800,000円、登記関連費用等100,000円であります。

(2) 調達する資金の具体的使途

新株予約権付社債発行による資金調達の具体的な使途については、以下のとおりであります。

使途	金額	支出予定時期
①事業運転資金(人件費)	50百万円	平成28年6月～平成28年8月
②事業運転資金(借入金返済資金)	210百万円	平成28年6月～平成28年8月
③農業ICT関連(開発費)	15百万円	平成28年6月～平成28年12月
④農業ICT関連(設備投資)	20百万円	平成28年10月～平成28年11月
合計	295百万円	

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

当社の運転資金、および農業ICT事業における開発費および設備投資資金に充当します。

① 事業運転資金(人件費)

当社管理部門の人件費および、子会社の増加、新事業(農業ICT事業)の立ち上げにともなう、当社管理部門強化の為の募集費および外注費として使用します。

② 事業運転資金（借入金返済資金）

銀行からの長期借入金の返済資金として使用します。

③ 農業ICT関連（開発費）

農業ICT事業の規模拡大により、複数のシステムの一括管理及びシステムエラー時のバックアップシステムなどの追加開発の費用として使用します。

④ 農業ICT関連（設備投資）

農業事業において、収穫量を大きく左右する条件として日照と温度があげられます。当社の圃場の有る岩手県花巻市は、冬期は降雪が多く日照時間も少なく、低温となります。そのため、安定した収穫を行なう施策としてLEDライトや圃場ヒーターなどの設備投資を行います。

4. 調達手段に関する合理性に関する考え方

本調達を検討するに至るまでに、金融機関からの借入れ等を検討し、金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりました。しかしながら前述した通り、前期（平成27年11月期）決算において、営業損失、経常損失を計上する結果となり、金融機関からの直近での長期間の借入及び纏まった金額の資金調達が困難な状況です。また、公募増資につきましても、前期決算の影響から引受先が集まらないリスクが高いため困難と判断致しました。さらに、前期の売上減少の原因となった自動車テレマティクス分野の新製品2機種種の販売につきましても、本格的な販売が、今期の後半となることから、営業キャッシュフローでの当該資金を捻出する事は難しい状況です。加えて、グループ間における1～2ヶ月を返済期限とする短期間のつなぎ融資では期間が短すぎるため取り得る選択肢になりませんでした。

次に、第三者割当増資の各スキームを検討致しましたが、新株予約権での資金調達では当社の喫緊の資金需要に対し、万が一行使がされなければ資金需要に対応することができない可能性があるため、資金確保の確実性が高い転換社債型新株予約権付社債発行を、今回の調達手段として選択いたしました。また、返済義務のない安定した資金となる新株式発行も検討しておりましたが、引受先から、まずは転換社債型新株予約権付社債の引受のみとして、業績等を鑑みてから株式への転換を検討したいという意向や、当社といたしましても、新株式のみ発行という選択肢を取った場合に当社株式の希薄化が一気に進むことに対する懸念もあり、転換社債型新株予約権付社債の発行をすることと致しました。

本新株予約権付社債には、本新株予約権の割当日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、今後予定する想定する事業の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することが可能となります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額及び払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債100円につき100円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年5月25日）の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である643円といたしました。当該転換価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）に新株予約権の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向、当社の株価（平成 28 年 5 月 25 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート-0.257%（評価基準日における中期国債レート）、割引率 37.40%（無リスク金利を用いずに、代替資金調達コスト用いてペイオフの期待値を算出）、ボラティリティ（53.39%）、権利行使期間 1 年、配当率 0.00、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 96.92 円と算定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、各時点において社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとします。また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとします。具体的には、各時点において、社債権者は、 $\max [\min (Q_1, Q_2), Q_3]$ （ここで、 Q_1 は転換も早期償還もされない時の価値、 Q_2 は早期償還時の価値、 Q_3 は転換した場合の価値）とするよう行動することを仮定します。行使期間満了日（平成 29 年 6 月 12 日）に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。

ii. 本新株予約権については、原則、株価が「転換価額+代替資金調達コスト」を超過した場合に取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは 37.40%（修正 CAPM により算定した株主資本コスト 11.47%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 25.93%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額 643 円に代替資金調達コスト分 240 円（差額）を加えた 883 円（転換価額 643×（代替資金調達コスト 37.40%+100%）：少数点以切り下げ）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が 883 円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。

なお、取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的として付与しております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 10,390 株（平成 27 年 5 月

26日から平成28年5月25日までの日次売買高の中央値である103,900株の10%) ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円につき100円)と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

なお、本日開催の取締役会において、当社監査役3名のうち2名(全出席監査役。常勤監査役欠席、社外監査役2名出席)からは、上記と同様の理由により、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は466,562株(議決権の数は4,665個)であり、平成28年5月26日現在の当社の発行済株式総数15,030,195株(議決権の総数は148,312個)に対して3.10%(議決権の総数に対しては3.15%)となり、当社株式に一定程度で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債により調達する資金を上記「2. 募集の目的及び理由」および「3. 調達する資金の額、用途及び用途(2) 調達する資金の具体的用途」に記載のとおり、当社が農業ICT事業拡大戦略を実施していくための必要資金に充当することによって、将来的に今回の希薄化以上に当社の企業価値及び株式価値の向上に寄与すると考えられることから、本第三者割当の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は86,011株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は175,131株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は324,593株、となっており、一定の流動性を有しております。また、株式会社シークエッジ・インベストメントが本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数466,562株を本新株予約権の行使期間である1年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は1,905株(小数点以下切捨て)となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の2.21%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の1.09%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.59%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に一定の影響は及ぼすものと考えられます。しかしながら、割当予定先である株式会社シークエッジ・インベストメントが当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えております。

6. 割当先の選定理由等

転換社債型新株予約権付社債割当予定先の概要

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社シークエッジ・インベストメント
(2) 所 在 地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 城丸修一

(4) 事業内容	貸金業 企業に対する投資業務 株式、社債等の有価証券への投資業務 前各号に附帯関連する一切の業務		
(5) 資本金	12,000,000 円		
(6) 設立年月日	昭和 61 年 4 月 17 日		
(7) 発行済株式数	240 株		
(8) 決算期	1 月		
(9) 従業員数	1 名		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	白井一成 72.08%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該会社の役員 2 名が、当社株式を合計 4,000 株（発行済株式総数の 0.02%）保有しております。		
人的関係	当該会社の取締役 吉元麻衣子が、当社の親会社である株式会社フィスコの監査役を務めております。なお、株式会社フィスコのその他関係会社（元親会社）と当該会社は同一の親会社等を持つ会社であります。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	26 年 1 月期	27 年 1 月期	28 年 1 月期
純資産	7,384	7,418	7,674
総資産	8,159	7,966	8,323
1 株当たり純資産(円)	30,768,119	30,910,983	31,979,112
売上高	270	268	278
営業利益	211	192	34
経常利益	92	51	36
当期純利益	△101	39	253
1 株当たり当期純利益(円)	△421,831	163,351	1,054,979.750
1 株当たり配当金(円)	50,000	50,000	50,000

(単位：百万円。特記しているものを除く)

※ なお、当社は、下記方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。割当予定先より割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書の提出を受けました。また、第三者調査機関である株式会社ディー・クエスト（東京都千代田区駿河台 3-4、代表取締役：脇山太介）に調査を依頼し、割当予定先、割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨、割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかった旨の回答を得ました。

(2) 割当予定先を選定した理由

前述したSJIの子会社化および平成27年10月の予約権行使にあたり、平成27年4月頃から当時当社の親会社であった、シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドに資金調達の打診をしていました。そして、同年10月の新株予約権行使にあたり、同社の兄弟会社である、株式会社シークエッジ・インベストメントをご紹介頂きました。その時点では検討時間も短く、資金調達はかないませんでした。その後、引き続き事業説明などを行っており、この度の資金調達についても平成28年3月に代表取締役である城丸氏に説明を行ないました。

シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドからは、投資案件ごとに投資ヴィークルおよび投資方針について決定していると聞いており、今回は、当社から期間1年間の新株予約権付社債による資金調達のお願いをしたため、柔軟に対応しやすい日本法人であるシークエッジ・インベストメントで受けて頂けることになりました。

直近の業績の動向や当社が注力するM2M市場の成長性、M2M市場の潜在的需要についてご理解をいただいたうえで、当社の資金調達目的についてもご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的についてご理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権付社債の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むこととの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成27年11月30日現在）		i. 転換社債付新株予約権行使後	
(株)フィスコ	34.58%	(株)フィスコ	33.35%
(株)フィスコダイヤモンドエージェンシー	19.95%	(株)フィスコダイヤモンドエージェンシー	19.36%
(株)エイビット	2.32%	(株)シークエッジ・インベストメント	3.01%
森本 友則	1.33%	(株)エイビット	2.25%
(株)SJI	0.83%	森本 友則	1.29%
藪田 健介	0.52%	(株)SJI	0.81%
日本証券金融(株)	0.51%	藪田 健介	0.51%
(株)ネクスグループ	0.48%	日本証券金融(株)	0.50%
投資事業組合Fターゲットファンド	0.45%	(株)ネクスグループ	0.47%

日原 昭二	0.38%	投資事業組合Fターゲットファンド	0.44%
-------	-------	------------------	-------

8. 今後の見通し

本第三者割当増資による平成28年11月期の当社業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後影響を与える事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大数（466,562株）は、平成28年5月26日現在の発行済株式総数15,030,195株（総議決権数148,312個）に対して合計3.10%（議決権比率3.15%）となることが見込まれます。

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権は取得請求権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年11月期	平成26年11月期	平成27年11月期
連結売上高（百万円）	4,948	6,375	7,416
連結営業利益（百万円）	259	82	△529
連結経常利益（百万円）	487	692	△810
連結当期純利益（百万円）	430	630	△45
1株当たり 連結当期純利益（円）	39.79	54.07	△3.14
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産（円）	212.57	276.14	308.98

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年5月26日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,030,195株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,169,788株	7.78%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

(i) 最近3年間の状況

	平成25年11月期	平成26年11月期	平成27年11月期
始 値	18,800円	713円	506円
高 値	60,900円 □1,037円	1,236円	1,435円
安 値	18,550円 □319円	383円	475円
終 値	713円	505円	835円

(注) 1. □印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(ii) 最近6ヶ月間の状況

	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月
始 値	669 円	860 円	898 円	745 円	624 円	749 円
高 値	835 円	940 円	1,098 円	745 円	835 円	749 円
安 値	642 円	764 円	654 円	505 円	622 円	625 円
終 値	835 円	931 円	738 円	636 円	753 円	684 円

(iii) 発行決議日の前営業日における株価

	平成28年5月25日
始 値	626 円
高 値	664 円
安 値	625 円
終 値	643 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成25年11月18日
資金調達額	302,932,000 円
発行価額	1株につき868 円
募集時における発行済株式数	11,281,800 株
当該募集による発行株式数	349,000 株
募集後における発行済株式総数	11,630,800 株
割当先	株式会社エイビット・ホールディングス
発行時における当初の資金使途	M2M モジュール製品の開発費用
発行時における支出予定時期	平成25年11月～平成26年10月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に全額充当しました。

・第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成26年2月7日
調達資金額	400,000,000 円
転換価額	622 円
募集時における発行済株式数	11,630,800 株
割当先	株式会社フィスコ
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（622 円）における潜在株式数 643,000 株
現時点における転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）643,000 株
発行時における当初の資金使途	株式会社 SJI が営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業に関して有する権利義務を株式会社ネクスグループ・ソリューションズが承継する吸収分割に対する対価。
発行時における支出予定時期	転換時
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に全額充当しました。

・第三者割当増資

払込期日	平成 26 年 11 月 17 日
資金調達額	287,517,800 円
発行価額	1 株につき 419 円
募集時における発行済株式数	11,630,800 株
当該募集による発行株式数	686,200 株
募集後における発行済株式総数	12,317,000 株
割当先	Brillance Hedge Fund (35,700 株) Brillance Multi Strategy Fund (107,300 株) Brillance Strategic Partners Fund (35,700 株) サンポー食品株式会社 (47,700 株) 株式会社大古會 (71,500 株) 株式会社ベイビーブラックス (22,600 株) ネクス M2M 投資事業組合 (45,300 株) KST トラストファンド投資事業組合 (66,800 株) M2M トラスト投資事業組合 (40,500 株) IT トラスト投資事業組合 (40,500 株) YT トラスト投資事業組合 (45,300 株) 投資事業組合 F ターゲットファンド (105,000 株) 投資事業組合 S ターゲットファンド (14,300 株) 武田将宣 (2,000 株) 古賀勝 (2,000 株) 城丸修一 (2,000 株) 吉元麻衣子 (2,000 株)
発行時における当初の資金使途	① M2M 関連製品開発の為の外注費、その他経費等 ② デバイス事業に置ける一部製品の一括仕入の為の資金 ③ その他資本提携、投資資金等
発行時における支出予定時期	平成 26 年 12 月～平成 27 年 11 月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に一部充当しております。 ① 充当金額 36 百万円、未充当金額 94 百万円 ② 未充当金額 77 百万円 ③ 未充当金額 80 百万円

・第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成 26 年 11 月 17 日
調達資金額	815,000,000 円
転換価額	419 円
募集時における発行済株式数	12,317,000 株
割当先	MARVEL TIME GLOBAL LIMITED 260,000,000 円 (額面 100,000,000 円の本社債 2 個、15,000,000 円の本社債 4 個)、Brillance Hedge Fund に 45,000,000 円 (額面 15,000,000 円の本社債 3 個)、Brillance Multi Strategy Fund に 120,000,000 円 (額面 15,000,000 円の本社債 8 個)、Brillance Strategic Partners Fund に 60,000,000 円 (額面 15,000,000 円の本社債 4 個)、株式会社フィスコに 200,000,000 円 (額面 100,000,000 円の本社債 2 個)、アマノ本部株式会社に 100,000,000 円 (額面 100,000,000 円の本社債 1 個)、深海 康史に

	30,000,000円（額面15,000,000円の本社債2個）
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（419円）における潜在株式数 1,945,101株
現時点における転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）1,945,101株
発行時における当初の資金使途	① M2M 関連製品開発の為の外注費、その他経費等 ② デバイス事業に置ける一部製品の一括仕入の為の資金 ③ その他資本提携、投資資金等
発行時における支出予定時期	平成26年12月～平成27年11月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途の一部充当しております。 ① 未充当金額 135百万円 ② 未充当金額 113百万円 ③ 未充当金額 0百万円

・第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成27年3月30日
調達資金の額	1,165,000,000円
転換価額	1,089円
新株予約権の総数	1,165個
募集時における発行済株式数	14,905,187株
当該募集による発行済株式数	0株
募集後における発行済株式総数	14,905,187株
割当先	GloryInternationalManagementLimitedに235,000,000円（額面100,000,000円の本社債2個、15,000,000円の本社債1個、10,000,000円の本社債2個）、株式会社エイビット・ホールディングスに30,000,000円（額面10,000,000円の本社債3個）、Brillance Hedge Fundに90,000,000円（額面30,000,000円の本社債3個）、Brillance Multi Strategy Fundに360,000,000円（額面30,000,000円の本社債12個）、Brillance Strategic Partners Fundに150,000,000円（額面30,000,000円の本社債5個）、株式会社大古曾に100,000,000円（額面100,000,000円の本社債1個）、カメラのアマノ株式会社に100,000,000円（額面100,000,000円の本社債1個）、サンポー食品株式会社に50,000,000円（額面10,000,000円の本社債5個）、深海 康史に50,000,000円（額面10,000,000円の本社債5個）
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（1,089円）における潜在株式数 1,069,788株
現時点における転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）0株
発行時における当初の資金使途	① M2M 関連製品開発の為の外注費、その他経費等 ② デバイス事業に置ける一部製品の一括仕入の為の資金
発行時における支出予定時期	平成27年4月～平成27年9月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途の一部充当しております。 ① 未充当金額 135百万円 ② 未充当金額 114百万円

株式会社ネクスグループ第6回無担保転換社債型新株予約権付社債募集要項

銘柄	株式会社ネクスグループ第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 300,000,000円
各社債の金額（円）	金 1,000,000円
発行価額の総額（円）	金 300,000,000円
発行価額（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（%）	年率0.7%
利払日	償還日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成29年6月12日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成29年5月31日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、株式会社シークエッジ・インベストメントに300,000,000円（額面1,000,000円の本社債300個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成28年6月13日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクスグループ管理本部
払込期日	平成28年6月13日（月）
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ネクスグループ普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金643円とする。</p>
	<p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> <p>なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 ② 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合 ③ 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 ⑤ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 ⑥ 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式

	<p>を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 300,000,000 円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成28年6月13日から平成29年6月12日（本新株予約権付社債の払込み後）までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクスグループ管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷3丁目3番1号 株式会社みずほ銀行四谷支店（当座預金）
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の	_____

交付に関する事項	
----------	--

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面 1,000,000 円あたり 1 個とし、合計 300 個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

以上